

# 各種手当・助成など

## ●いしかりっ子の未来応援ギフト（出産・子育て応援交付金事業）

妊娠・出産のタイミングで、所定の面談を行った方に支給します。

種類	金額	面談
出産応援ギフト	妊婦1人につき 50,000 円相当	妊娠届出時
子育て応援ギフト	子ども1人につき 50,000 円相当 (多子の場合は人数分)	出生届を行った後の新生児訪問時

※他市町村で同様の国の給付金を受け取った方は支給対象外となります。

※里帰り出産などで住所地が異なる場合は、個別に対応いたしますのでご相談ください。

※出産応援ギフトについては、医師による妊娠の事実の確認が必要となります。

お問い合わせ / 子ども政策課母子保健担当 TEL 72-3116

## ●児童手当

中学校修了前の児童を養育している方に支給します。

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)	
3歳未満	一律	15,000 円
3歳以上小学校修了前	第1子及び第2子	10,000 円
	第3子以降	15,000 円
中学生	一律	10,000 円

※2月・6月・10月にそれぞれの前月分まで支給します。

※公務員については、所属庁にご確認ください。

※第3子以降とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が、「所得制限限度額」以上の世帯の場合は、児童の年齢や人数によらず1人当たり5,000円（特例給付）となり、また、「所得上限限度額」以上となる場合には、支給対象外となります。

※令和6年10月分以降の支給額等については、市HPをご覧ください。

## ●養育医療給付

入院を要する未熟児を対象に、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行います。

※世帯の住民税の課税状況により自己負担額が決定されますが、子ども医療費助成などの制度が対象となる場合は、初診時一部負担金の580円のみ負担となります。



## ●子ども医療費助成

〈対 象〉

中学生まで…入院・入院外・訪問看護が対象

〈助成内容〉

保険内診療の自己負担額のうち、下記の一部負担金等を除いた分を助成します。

対象者	一部負担金等の内容	
中学生まで	入院・通院	初診時一部負担金のみ (医科 580 円・歯科 510 円・柔整 270 円)
	訪問看護	療養費の1割 ※月額上限は課税世帯 18,000 円、 非課税世帯 8,000 円

お問合せ先／子ども家庭課手当・医療担当 TEL 72-3128

## ●結核にかかった時

療育医療の給付

児童福祉法に基づき、結核にかかっている児童に対し医療費の給付を行うとともに、学校教育を受けるために必要な日用品・学用品の支給を行っています。  
(18 歳未満)

## ●小児慢性特定疾病の場合

小児慢性特定疾病の医療費助成

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、当該疾病にかかる医療費の負担軽減を図るため、自己負担分の一部助成を行っています。

お問合せ先／

- 江別保健所  
江別市錦町 4 番地 1 TEL 011-383-2111
- 江別保健所 石狩支所  
石狩市花川北 7 条 1 丁目 TEL 0133-74-1142



## ●児童扶養手当

離婚、未婚もしくは父親・母親が死亡、重度の障がいなどの状況にある場合（母子・父子世帯等）で、母親・父親または養育者が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（一定程度の障がいの状態にある児童の場合は20歳未満）の児童を監護、養育している場合に支給します。

対象児童数	児童扶養手当の額（月額）		令和6年4月分以降	
第1子	全部支給	45,500円	一部支給	45,490円～10,740円
第2子	全部支給	10,750円を加算	一部支給	10,740円～5,380円を加算
第3子以降	全部支給	6,450円を加算	一部支給	6,440円～3,230円を加算

※対象児童数は18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（一定程度の障がいの状態にある児童の場合は20歳未満）の監護、養育している児童の数をいいます。

※申請者及び同居の扶養義務者等の所得により、一部支給や支給停止となる場合があります。

※1月・3月・5月・7月・9月・11月にそれぞれの前月分まで支給します。

※手当を受給して5年を経過すると手当額が減額される場合があります。

※令和6年11月分以降の支給額等については市HPをご覧ください。

## ●ひとり親家庭等医療費助成

〈対象〉

ひとり親家庭や両親のいない家庭等で扶養または監護されている18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童と親。

※条件により20歳に達する月の末日まで延長することができます。

〈助成内容〉

保険内診療の自己負担額のうち、下記の一部負担金等を除いた分を助成します。

対象者	一部負担金等の内容	
中学生まで	入院・通院	初診時一部負担金のみ (医科580円・歯科510円・柔整270円)
	訪問看護	療養費の1割 ※月額上限は課税世帯18,000円、 非課税世帯8,000円
高校生から18歳到達以降最初の3月31日まで。 (延長した場合20歳に到達した月末まで)	入院・通院	住民税非課税世帯 初診時一部負担金のみ (医科580円・歯科510円・柔整270円)
		住民税課税世帯 医療費の1割負担 ※入院の月額上限は57,600円 (多数該当(過去12か月に4回目以降)の場合の月額上限は44,400円) ※通院の月額上限は18,000円 (年額上限144,000円)
	訪問看護	療養費の1割 ※月額上限は課税世帯18,000円、 非課税世帯月額8,000円



※ひとり親家庭の親については、入院と訪問看護のみ助成対象です。一部負担金等については、上記の高校生以上の課税・非課税区分と同様です。

※所得制限があります。

お問合せ先／子ども家庭課手当・医療担当 TEL 72-3128



手当・制度など

# ひとり親家庭の方に

児童扶養手当……………P15 をご覧下さい。  
ひとり親家庭等医療費助成…P15 をご覧下さい。

## ●ひとり親家庭生活サポート事業

就職活動、疾病、冠婚葬祭などの理由により、一時的に保育援助や家事援助が必要なひとり親家庭に対して、家庭奉仕員を派遣して、育児や食事の世話等、日常生活の支援を行います。(要事前登録、利用希望日平日(平日)の16時まで受付)

## ●母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親が雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講し修了した場合に、受講のために支払った費用の60%を支給する。(1万2千円以下は対象外。上限は20万円。専門資格の取得を目指すものに限り、就学年数×40万円で最大160万円。)

雇用保険制度(ハローワーク)の教育訓練給付金の支給を受けた方は、その支給額を差し引いた額を支給。

(必ず講座受講前に相談及び申請が必要です。ハローワークが発行する書類が必要となりますので、詳細については子ども相談センターまでお問い合わせください。)

## ●母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業

就業に結びつきやすい国家資格(看護師(准看護師含) 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 調理師 製菓衛生士 歯科衛生士 美容師 社会福祉士等)の取得を目的として養成機関において6ヶ月以上のカリキュラム(要件あり、情報関係を含む)を修業している場合に、生活負担の軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金を、また、入学時の負担を考慮して、修業後に修了支援給付金を支給します。(要事前相談)

※高等職業訓練促進給付金を受ける方で、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度の入学準備金や就職準備金をご希望の方は、北海道母子寡婦福祉連合会(TEL 0800-800-3883)にお問合せください。

## ●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

20歳未満のお子さんを扶養している高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及びその子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るため、本人が支払った受講費用の一部を支給する制度です。(要事前相談)

お問合せ先/子ども相談センター TEL 72-3195

## ● 母子父子寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭の経済的な自立や扶養している児童の福祉増進などを図るため、北海道から福祉資金の貸付けを受けられる制度です。目的により、事業開始資金・生活資金・児童の修学資金など12種類の資金があり、無利子または低金利で貸付けを受けることができます。

(令和5年4月1日現在)

資金の種類	内 容	貸付限度額	利 子		償還期間
			連帯保証人を立てる場合	連帯保証人を立てない場合	
事業開始資金	事業を始めるのに必要な資金	個人 3,260,000円	無利子	年 1%	7年以内
		団体 4,890,000円			
事業継続資金	事業を継続するのに必要な運転資金	個人 1,630,000円	無利子	年 1%	7年以内
		団体 1,630,000円			
技能習得資金	事業を開始または就職に必要な知識・技能を習得する資金	月額 68,000円	無利子	年 1%	20年以内
		一括 816,000円			
		運転免許 460,000円			
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、通勤用自動車等の購入資金	105,000円	※親の場合 保証人有：無利子 保証人無：年 1% ※子の場合は無利子		6年以内
		通勤自動車を購入する場合 340,000円			
住宅資金	住宅の建築、購入、補修、増改築等の資金	1,500,000円	無利子	年 1%	6年以内
		住宅新規取得、災害特例等 2,000,000円			7年以内
就学支度資金	子どもが就学・修業するために必要な被服等の購入資金	64,300円～590,000円	無利子	無利子	就学20年以内 修業5年以内
修学資金	子どもが高校・大学・高等専門学校又は専修学校・大学院に就学するために必要な資金（授業料・書籍代・交通費等）	(例) 高校・公立自宅 月額 27,000円	無利子	無利子	20年以内 (専修一般～5年以内)
		(例) 大学・公立自宅 月額 71,000円			
修業資金	子どもが事業を開始又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円	無利子	無利子	20年以内
		運転免許 460,000円			
医療介護資金	医療又は介護を受けるために(1年以内)必要な資金	医療 340,000円	無利子	年 1%	5年以内
		特別枠 480,000円			
		介護 500,000円			
生活資金	知識技能習得期間中	月額 141,000円	無利子	年 1%	20年以内
	医療や介護を受けている期間、母子及び父子家庭になって7年未満、又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補助資金	月額 108,000円			5年～ 8年以内
	養育費取得裁判費用	一括 1,296,000円			10年以内
	家計が急変し、申請月の前月の所得を12倍した額が、児童扶養手当受給相当まで減少した者(児童扶養手当受給者を除く) ※貸付期間：原則3月以内	月額 第1子： 44,120円 第2子： +10,420円 第3子以降 1人につき ： +6,250円			
転宅資金	住宅を転居するための住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円	無利子	年 1%	3年以内
結婚資金	子どもの結婚に必要な経費の資金	310,000円	無利子	年 1%	5年以内

お問合せ先／北海道石狩振興局保健環境部社会福祉課 TEL 011-204-5808

# 障がいのあるお子さんに

## ●重度心身障害者医療費助成

〈対象〉

- ①身体障がいのある方で、1級～3級（ただし、3級にあっては心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能の障がいに限る）の身体障害者手帳をお持ちの方
- ②知的障がいのある方で、「A」と判定された療育手帳をお持ちの方、または「重度」と判定（診断）された方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

〈助成内容〉

保険内診療の自己負担額のうち、下記の一部負担金等を除いた分を助成します。

対象者	一部負担金等の内容	
中学生まで	入院・通院	初診時一部負担金のみ (医科 580 円・歯科 510 円・柔整 270 円)
	訪問看護	療養費の1割 ※月額上限は課税世帯 18,000 円(年間上限 144,000 円)、非課税世帯は 8,000 円
高校生以上	入院・通院	住民税非課税世帯 初診時一部負担金のみ (医科 580 円・歯科 510 円・柔整 270 円)
		住民税課税世帯 医療費の1割負担 ※入院の月額上限は 57,600 円 (多数該当(過去 12 か月に 4 回目以降)の場合の月額上限は 44,400 円) ※通院の月額上限は 18,000 円 (年額上限 144,000 円)
	訪問看護	療養費の1割 ※月額上限は課税世帯 18,000 円、非課税世帯 8,000 円

※所得制限があります。

お問合せ先/国民健康保険課障がい者・高齢者医療担当 TEL 72-3125



### ●指定相談支援事業所

石狩市にお住まいの障がいのある方やそのご家族の方で、日常生活に困ったこと・不安なことがある方はお気軽にご相談ください。障害福祉サービスの利用手続きや専門機関の紹介など、専門の相談員がサポートします。

(相談料は無料)

石狩市相談支援センター ぶろっぷ	花川北 6-1-41-1(りんくる 1階)	TEL 72-6137
相談室ヨルド	花川南 4-5-21	TEL 74-9399
相談室りんく	花川南 1-1-16	TEL 77-5723

### ●指定障害児相談支援事業所

障がいのあるお子さん、発達に心配のあるお子さん(18歳未満)とその家族の方を対象とした指定相談支援事業所です。「障害児支援利用計画」作成、「セルフプラン」作成のお手伝いもします。お気軽にご相談ください。

(相談料は無料)

石狩市子ども発達支援センター 相談室ゆう	花川北 6-1-41-1(りんくる 2階)	TEL 72-7016
----------------------	-----------------------	-------------

手帳を持っていると、障がいの程度によって、旅客運賃の割引や税の控除等が受けられます。

### ●身体障害者手帳の交付

身体に障がいを持つ方に交付されます。

#### 〈対 象〉

目、耳、言語、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能または肝臓などに、永続する障がいがあると診断された方

### ●療育手帳の交付

#### 〈対 象〉

児童相談所、道立心身障害者総合相談所において知的障がい児(者)と判定された方

### ●精神障害者保健福祉手帳の交付

#### 〈対 象〉

精神疾患(発達障がいを含む)により、長期にわたり日常生活または社会生活に制約があると認められた方

### ●補装具費の支給

身体障害者手帳の交付を受けた方で、補装具を使用することによって日常生活などが容易になる方には補装具が交付され、その修理も行います。

補装具には、装具、車椅子、メガネ、補聴器などがあります。原則1割の自己負担があります。(非課税世帯は自己負担なし)

### ●日常生活用具の給付

手帳の交付を受けた在宅の身体・知的障がい児(者)または難病等の方が、より円滑な日常生活ができるよう、特殊マット、特殊便器などの日常生活用具を給付しています。原則1割の自己負担があります。(非課税世帯は自己負担なし)

### ●特別児童扶養手当

20歳未満の障がい児(障がい程度により1級もしくは2級に区分されます)を養育される方が対象で、障がいの程度が基準に該当する場合、支給されます。所得制限があります。

### ●障害児福祉手当

重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方が対象で、障がいの程度が基準に該当する場合、支給されます。所得制限があります。

お問合せ先／障がい福祉課 TEL 72-3194

## 障害福祉サービス

サービスを利用したいときは、障がい福祉課へ申請していただき、聞き取り調査を行ったのち、受給者証を交付します。

利用されるときは、受給者証を提示して各施設と契約を結んでください。利用に際して、原則1割の自己負担があります。(非課税世帯は自己負担なし)

### 【主なサービス】

#### ●短期入所

保護者の疾病、冠婚葬祭などの理由や、児童の生活訓練のため、一時的に施設などで預かり又は指導するものです。

#### ●居宅介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーを派遣し、食事・洗濯・掃除・買い物などの身の回りのお世話をします。

#### ●児童発達支援・放課後等デイサービス

日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

※サービスの種類や詳細についてはお問合せください。

お問合せ先／障がい福祉課 TEL 72-3194



# 就学等援助

## ●小・中・義務教育学校 就学援助費

経済的な理由により学用品費や給食費などお子さんの就学に必要な経費の負担が困難なご家庭に対し、必要な援助を行う制度です。申請用紙は各学校及び学校教育課、各支所内生涯学習課に用意してあります。市のホームページからもダウンロードできます。詳しくは学校教育課までお問合せください。

## ●高校・高専 石狩市奨学金

経済的な理由により高校・高専(1~3年)などへの修学が困難な学生、生徒のために入学仕度資金・月額奨学金を支給する制度です。毎年5月中旬~6月中旬に奨学生を募集しています。(毎年5月市広報誌にて募集案内を掲載)詳しくは市のホームページをご参照頂くか学校教育課までお問合せください。

お問合せ先/学校教育課 TEL 72-3171

# どさんこ・子育て特典制度

## 家族そろって 食事や買い物に出かけよう!

市では、妊娠中の方と小学生までの子どもがいる家庭を対象に、お出かけや買い物などの際に料金の割引などの特典が受けられる「どさんこ・子育て特典カード」を市役所1階子ども政策課で随時配布しています。

なお、スポーツ観戦やスキー場など、全道域の協賛サービスの情報は、北海道のHPをご覧ください。



### ◆市内のどさんこ・子育て特典制度の協賛店・施設一覧 (R6.4 現在)

どさんこ・子育て特典制度は、妊娠中の方やお子さん(小学生以下)と同伴で、買い物や施設などを利用する際にカードを提示することで特典を受けられる取り組みです。

区分	店舗・施設名	所在地 (電話番号)	特典内容	妊婦さん 利用
温泉	石狩市浜益保養センター 「浜益温泉」	石狩市浜益区実田 254-4 (0133-79-3617)	入館料を割引 大人(中学校以上) 500円→450円 こども(小学生) 250円→220円	○

区分	店舗・施設名	所在地 (電話番号)	特典内容	妊婦さん 利用
飲 食	酒庵 升屋	石狩市花川北7条1丁目 10-1 大福ビル地下1階 (0133-75-1188)	お子様にソフトドリンクサービス	× (分煙で ない為)
	北の味いしかり亭	石狩市親船町 109 (0133-62-3422)	お食事された方に ウーロン茶サービス	○
	茨戸ガーデンノースビル	石狩市生振 39-2 (0133-64-1955)	一家族 3,000 円以上お食事された方に 食事券 500 円贈呈。 ※宴会や弁当、オードブルは対象外 ※他券併用不可	○
	カレー一家	石狩市花川北7条3丁目4 (0133-75-8600)	お食事された方に ソフトドリンクサービス	○
	鮭爽醇鳥ひだか	石狩市花川南9条3丁目92-6 イースヴィレッジ 1F (0133-73-2266)	ソフトドリンク 1 杯無料	○
	美食工房 花	石狩市花畔3条1丁目 12-1 (0133-64-8606)	お子様にソフトドリンクまたはアイ スをサービス	○
	炭焼やきとり 石鉄田むら	石狩市花川南1条3丁目213 (0133-72-5929)	お好きな飲み物一杯サービス	○
	石狩市民図書館 喫茶コーナー	石狩市花川北7条1丁目26 (0133-72-3294)	飲食注文時に、お子様にミニカップ アイスをサービス	○
	レストラン ばんどら	石狩市花川南4条2丁目270 (0133-74-3916)	お子様・妊娠中の方にソフトドリン クサービス	○
	マクドナルド 花川ビックハウス店	石狩市樽川6条1丁目5 (0133-71-2218)	ハッピーセットのチーズバーガーセット (チーズバーガー・選べるサイドメニュー・ドリン クS・本又はおもちゃ)を特別価格で提供	○
販 売	花乃大道	石狩市花川南7条2丁目204 (0133-73-5543)	お持ち帰り商品のみ 10% 割引	○
	ギフトショップ クオリ	石狩市花川南4条1丁目49-4 (0133-75-1230)	Tポイント 5 倍 ※他券併用不可	○
	たかはしサイクル	石狩市花川南4条3丁目14 (0133-73-2545)	修理、販売につき当店価格より 10% 割引	○
	ツルハドラッグ	・花川北店 石狩市花川北3条1丁目4-2 (0133-76-2033) ・樽川店 石狩市樽川9条1丁目1-2 (0133-75-6020) ・花川南店 石狩市花川南3条5丁目8 (0133-76-1268)	医薬品・健康食品・ベビー用品をお買 い上げ額(税込み)から 5% 割引 ※対象となる医薬品・健康食品・ベビー 用品は当社規定により設定させていた だきます(一部対象外商品があります)。 ※お客様感謝デー、シニア感謝デー、 LINE 割引クーポンとの併用はできま せん。	○
	サー ビス	理容サロン ナカヤ	石狩市花川北1条5丁目173 (0133-74-4360)	お子様のカット料金から 200 円割引
スタジオ OKAMURA		石狩市花川南4条2丁目273 (0133-73-2856)	スタジオ記念写真(100日・七五三・入 学・卒業)、証明写真(2~15歳) 各10% 割引	○

※変更される場合がありますので、市HP等でご確認ください。

お問い合わせ / 子ども政策課子ども・子育て担当 TEL 72-3192